

令和6年度 越谷市立富士中学校 部活動に係る活動方針

令和6年(2024年)4月8日
越谷市立富士中学校

1 部活動の目的

スポーツや文化及び科学等に親しむ活動を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養を図り、互いに協力し合って友情を深められるようにする。

2 本年度の部活動

運動部	文化部
野球	美術
サッカー	茶道
陸上競技	科学
女子ソフトボール	英語
男子ソフトテニス	吹奏楽
女子ソフトテニス	ハンドクラフト
男子バレーボール	
女子バレーボール	
男子バスケットボール	
女子バスケットボール	
バドミントン	
剣道	
柔道	
男子卓球	
女子卓球	

3 活動計画

- (1) 年間及び毎月の活動計画を生徒及び保護者に配布並びにホームページに掲載により公表します。
- (2) 日々の活動内容をあらかじめ生徒に指導します。
- (3) 年間及び毎月の活動計画及び活動実績の策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性などを考慮します。

4 休養日

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえ適切な休養日を設定します。

- (1) 平日（授業のある日）は、少なくとも1日を休養日とします。
- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、少なくとも1日以上を休養日とします。ただし、週末に大会参加等で2日以上活動した場合、大会終了後の平日を休養日として振替えます。
- (3) 長期休業中（夏休み等）も、(1)、(2)の休養日の設定と同様にします。また、学校閉

庁日（8月中旬の4日間、12月29日～1月3日）は休養日とし、一定程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズンを計画的に設定します。ただし、2週間以内に大会等への出場を控えている場合、休養日としない場合もあります。

(4) 定期試験への対応

原則として、中間試験開始日の5日前から終了までの期間、期末試験開始日の5日前から終了までの期間は、休養日とします。

※5日前と4日前に諸活動を実施する・しないの判断は顧問や責任者が行う。3日間は全体停止。ただし、実施するのであれば5日前・4日前の活動において生徒に参加の選択権を与えること。

(5) 他の休業日については別紙に記載します。

5 活動時間

(1) 平日（授業日）は、2時間程度とします。

授業時間が半日の場合、原則として3時間程度とします。朝練習については、原則として行いませんが、学校の実態等から、校長が実施について判断をします。

(2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、原則として3時間程度とします。

(3) 長期休業中（夏休み等）は、原則として3時間程度とします。

(4) 練習試合など通常とは異なる活動を行う場合は、(2)、(3)に規定する活動時間の限りではありません。

6 大会等への対応

大会等の前の休養日及び活動時間については、4の休養日及び5の活動時間の限りではありません。ただし、生徒の過度な負担とならないよう配慮します。

7 事故防止及び健康管理

(1) 活動前に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努めます。

(2) 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断します。

(3) 活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応します。

8 部活動指導上の配慮事項

(1) 各部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施します。

(2) 適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施します。

9 部活動への所属

(1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、所属については生徒の選択を大切にします。

(2) 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を踏まえて、柔軟に対応します。

- (3) 生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育むため、よりよい選択が行えるよう支援します。

10 会計

- (1) 年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案します。
- (2) 保護者から徴収した活動費等を適切に管理し、年度末には会計報告をします。